

第7章 共通的・基盤的施策の推進

第1節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、その実施前に、事業者自らが環境影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

2 環境影響評価制度の経緯

環境影響評価は、昭和44年にアメリカで制度化されて以来、世界各国で制度化が進展し、我が国においては、昭和59年に「環境影響評価要綱」が閣議決定され、これに基づいて総合的な国の環境影響評価制度が実施されてきました。

その後、平成5年の「環境基本法」の制定を契機に、制度見直しの検討が開始され、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月12日から施行されています。

本県においては、平成9年4月から施行した「青森県環境影響評価要綱」に基づき、環境影響評価を実施してきましたが、環境影響評価法の施行を契機に環境影響評価を事業者の法的義務とするとともに住民関与の機会を拡大するなど制度の見直しを行い、平成11年12月に「青森県環境影響評価条例」を制定し、平成12年6月23日から施行しています。

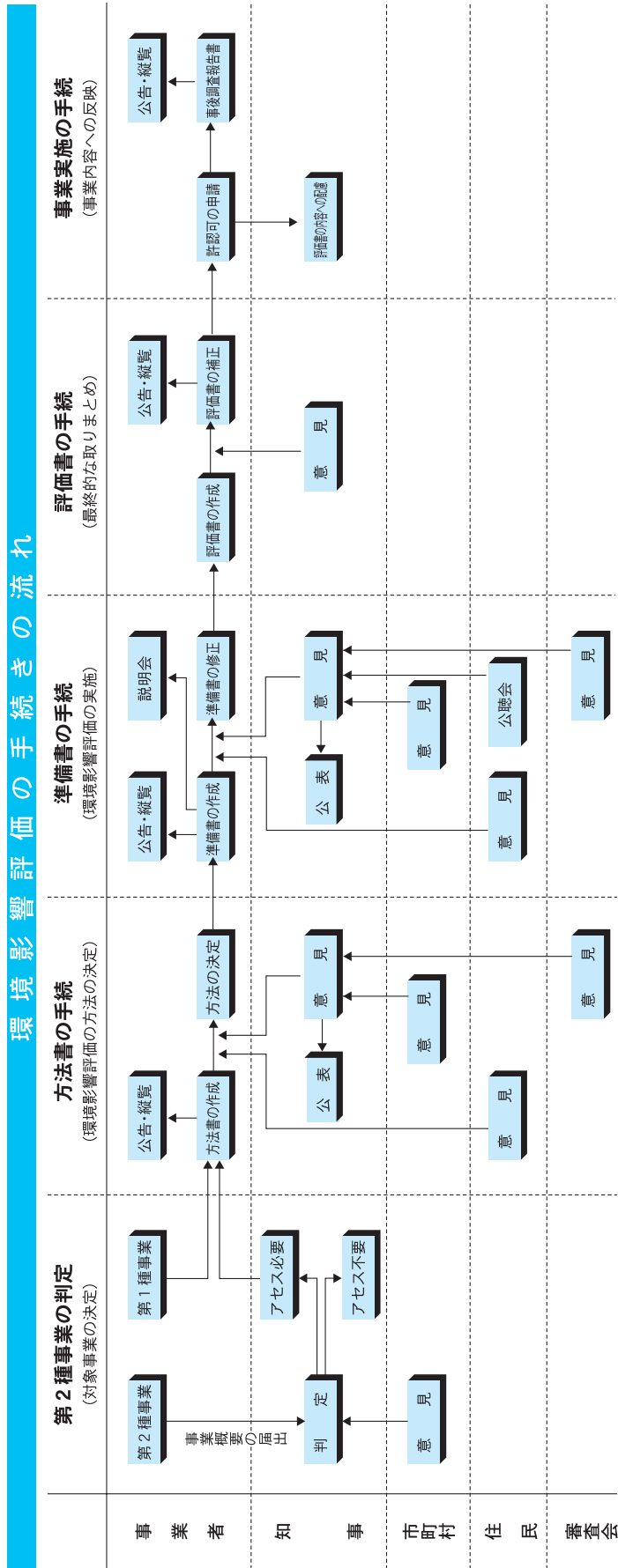
3 環境影響評価の実施状況

青森県環境影響評価条例に基づき、各種開発事業等の実施に際し、公害の防止や自然環境の保全について適切な配慮がなされるよう、環境影響評価の審査指導を行いました（表2-7-1、図2-7-1、表2-7-2）。

表2-7-1 環境影響評価の審査指導状況（19年度）

根拠法令等	事業名等	方法書	準備書	評価書
環境影響評価条例	八戸市新処分施設（一般廃棄物最終処分場）整備事業			
	（仮称）西北五汚泥再生処理センター整備事業			
	青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業			

図 2-7-1 環境影響評価の手続きの流れ



1 第2種事業の判定
第1種事業は必ず環境影響評価を行います。が、それより規模が小さい第2種事業は環境影響評価を行う必要があるかどうかを個別に判定します。

2 方法書の手続
事業者は環境影響評価を行う方法を記載した方法書を作成して公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べることが出来ます。知事は、住民の方々の意見に配慮し、市町村の意見や専門家で構成する審査会の意見を聞いた上で、方法書について意見を述べます。

3 準備書の手続
住民の方々が知事の意見を受けて、事業者は環境影響評価の方法を決定し、環境影響評価を実施した後、その結果をまとめた準備書を作成します。事業者は準備書を公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べることが出来ます。知事は、住民の方々の意見に配慮し、市町村の意見や専門家で構成する審査会の意見を聞き、必要に応じて公聴会を開催した上で、準備書について意見を述べます。

4 評価書の手続
住民の方々が知事の意見を受けて、事業者は準備書の内容を再検討し、必要に応じて追加調査等を行い、準備書を修正して評価書を作成します。知事は、評価書について意見を述べ、これを受けて事業者は評価書の内容を修正して最終的な評価書を作成し、公告・縦覧します。

5 事業実施の手続
事業の実施に当たって許可等を行う場合は、評価書の内容に配慮することとしています。また、工事中や施設完成後に実際に環境影響評価える影響が環境影響評価の結果のとおりになっているかどうかについて事後調査を行うこととしています。

環境影響評価の手続き

表2-7-2 青森県環境影響評価条例の対象事業の規模要件（概要）

事業の種類	第1種事業	第2種事業
1 道路		
国道、県道、市町村道等	4車線以上・長さ10km以上	4車線以上・長さ5km～10km
林道	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ10km～20km
トンネルの建設	2車線以上・掘削量50万m ³ 以上	
2 ダム、堰、河川工事		
ダム、堰	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha～100ha
湖沼開発・放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha～100ha
3 鉄道、軌道		
普通鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ5km～10km
トンネルの建設	掘削量50万m ³ 以上	
4 飛行場		
滑走路の新設	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,250m～2,500m
滑走路の延長	延長500m以上	延長250m～500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力1.5万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力7.5万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力0.5万kW～1万kW
6 廃棄物処理施設		
焼却施設	焼却能力1日100t以上	
し尿処理施設	処理能力1日100kl以上	
PCB処理施設	すべて	
最終処分場	すべて	
7 公有水面の埋立干拓	面積50ha超	面積25ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
10 工場事業場用地造成事業	面積50ha以上（工業専用地域100ha以上）	面積50ha～100ha（工業専用地域）
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
13 宅地造成事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
14 農用地造成事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
15 工場・事業場		
排ガス量	20万m ³ N/h以上	10万m ³ N/h～20万m ³ N/h
排水量	平均1万m ³ /日以上	平均0.5万m ³ /日～1万m ³ /日
下水汚泥の焼却施設	焼却能力1日100t以上	
16 畜産施設		
牛	飼育数1,500頭以上	
豚	飼育数10,000頭以上	
鶏	飼育数300,000羽以上	
17 ゴルフ場・レクリエーション施設等		
ゴルフ場	9ホール以上	
レクリエーション施設等	面積50ha以上	面積25ha～50ha
18 土石の採取	面積50ha以上	面積25ha～50ha
19 建築物の新築	高さ100m以上	高さ50m～100m

第2節 規制の措置

1 住宅・建築物の省エネルギー性能向上の推進

京都議定書目標達成計画において提示されているCO₂の削減手法のうち、民生部門の半数強を占めるのが建築物の省エネルギーです。このうち、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上、すなわち省エネルギー基準の普及などによることが有力手段の一つとして期待されています。

(1) 省エネ法に基づく建築物への省エネ措置の適合チェックの実施

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」には、従来から、オフィスビル、大規模店舗、ホテル及び病院等特定建築物の建築主に対し、省エネ措置の努力義務が規定されてきました。平成15年4月には、特定建築物の省エネ措置の届出制が規定されるとともに、指導助言等の事務権限が、国土交通大臣から建築主事を設置する市町村長又は県知事に移譲され、制度強化が図られました。また、平成18年4月には、新築及び増改築のみであった対象行為が、大規模の修繕・模様替や一定設備の設置・改修についても拡大適用されるとともに、住宅についても非住宅建築物と同様に（床面積2,000㎡以上）、届出対象として位置付けられたところです。

省エネ措置が著しく不十分な計画の建築主等に対しては、法に基づき必要な指示を行い、その指示に従わない場合には、その旨を公表できるとされています（表2-7-3、表2-7-4、図2-7-2）。

表2-7-3 省エネ計画書届出件数等の状況

年 度	届出件数	指示件数	
		指示件数	公表件数
17	36	1	0
18	60 (4)	0 (0)	0 (0)
19	69 (7)	0 (0)	0 (0)

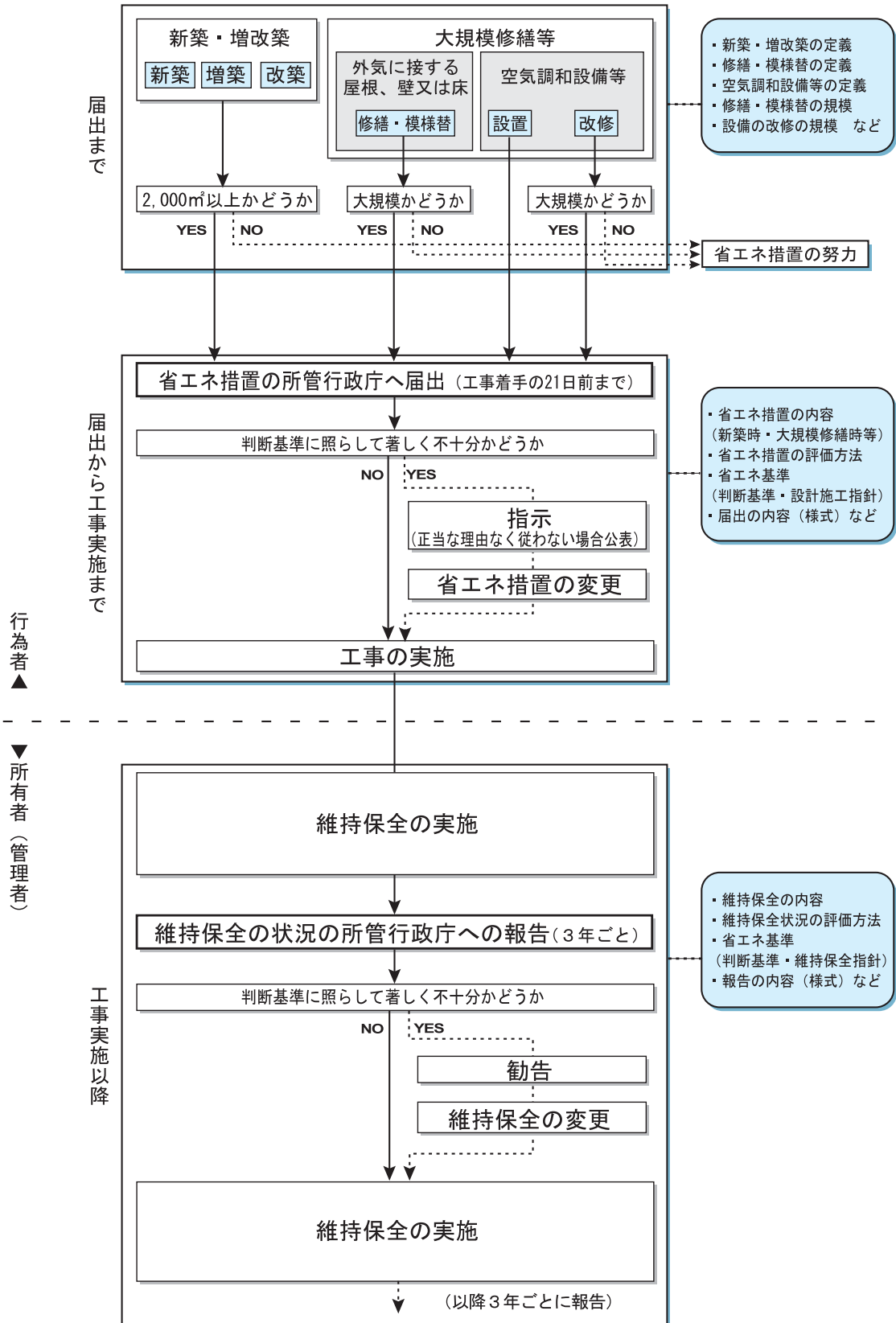
(注) () 内は住宅 (内数)

表2-7-4 省エネ措置の項目と評価指標

項 目	効率的な措置	評価指標 (用途別基準値は省略)	
建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止	適切な配置計画・平面計画、外壁窓等の断熱の向上、窓からの日射の制御等	年間熱負荷係数 (PAL)	$PAL = \frac{\text{屋内周囲空間の年間熱負荷 (Mcal/年)}}{\text{屋内周囲空間の床面積 (m}^2\text{)}}$
建築設備に係るエネルギーの効率的利用	空調設備	適切な制御方法、効率の高い熱源等	CEC/AC
	空調以外の換気設備	適切な搬送計画、制御方法等	CEC/V
	照明設備	昼光利用等の照明制御等	CEC/L
	給湯設備	配管の断熱、効率の高い熱源等	CEC/HW
	エレベーター	必要な輸送能力に応じた設置計画等	CEC/EV
		エネルギー消費係数 (CEC)	$CEC = \frac{\text{年間エネルギー消費量 (Mcal/年)}}{\text{年間仮想エネルギー消費量 (Mcal/年)}}$

(注) 上記指標値の算出のほかに、項目・要素ごとの仕様チェックにより点数化して判断する、ポイント法もある。

図2-7-2 届出及び報告の流れ



第3節 経済的手法の活用

1 経済的手法の活用による産業廃棄物対策

循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進が強く求められており、また、県外からの産業廃棄物の流入に対しては、不法投棄につながる懸念があることなどから、その適正処理が求められています。

このような状況の中、平成13年9月に開催された北海道・北東北知事サミットにおいて、北東北3県で取り組む広域的な産業廃棄物対策の一つとして、「産業廃棄物の発生抑制を図り、リサイクルを促進するとともに県外からの産業廃棄物の流入を抑制するため、産業廃棄物税や搬入課徴金（環境保全協力金）による経済的手法を活用した制度の整備、搬入事前協議の義務化などに向け、共同歩調による取組みを進める」ことが合意されました。

更に、導入する制度の枠組について3県で検討を進めた結果、平成14年8月の知事サミットにおいて平成14年中に制定することが合意され、本県においては、平成14年12月に「青森県産業廃棄物税条例」及び「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を制定しました。

(1) 青森県産業廃棄物税条例

近年、環境問題への住民の関心が高まってきており、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進が強く求められていること、また、県外からの産業廃棄物の流入に対しては、最終処分場がひっ迫していることや不法投棄につながる懸念があることなどから、その抑制が強く求められています。

このような状況を踏まえ、産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、平成14年12月に「青森県産業廃棄物税条例」を制定し、平成16年1月から実施しています。

この産業廃棄物税は、都道府県が独自に実施する法定外目的税ですが、産業廃棄物が広域的に移動することや不適正処理があった場合には環境への影響が広範囲に及ぶことなども考慮し、岩手県及び秋田県と連携して、同一の課税の仕組みにより実施しています（図2-7-3）。

< 産業廃棄物税条例の概要 >

納める人

産業廃棄物の最終処分を委託した事業者又は自ら設置する最終処分場で最終処分を行う事業者の方です。

課税の対象

最終処分場に搬入される産業廃棄物の搬入量に応じて課税します。

税率

産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円です。

徴収の方法

最終処分業者の方が産業廃棄物の搬入量に応じて税を徴収し、申告納入します。

また、自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合には、最終処分を行う事業

者の方が申告納付します。

納税の時期

最終処分場に産業廃棄物が搬入された日の翌月末日

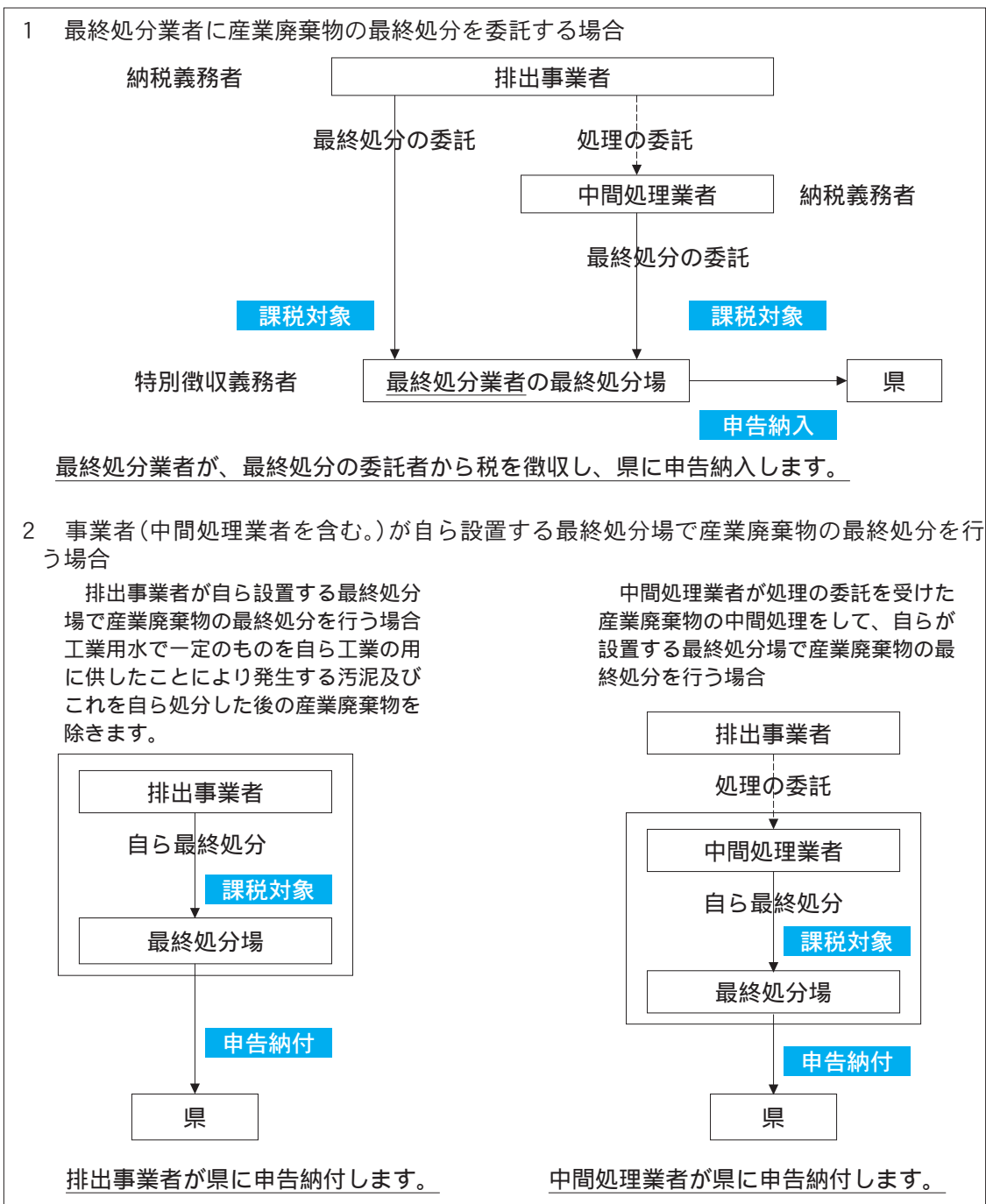
税収の用途

産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てます。

課税を行う期間

条例の施行状況や社会経済情勢の変化等も勘案し、必要があるときは、条例施行後5年を目途に見直しを行うこととしています。

図2-7-3 産業廃棄物税の課税の仕組み

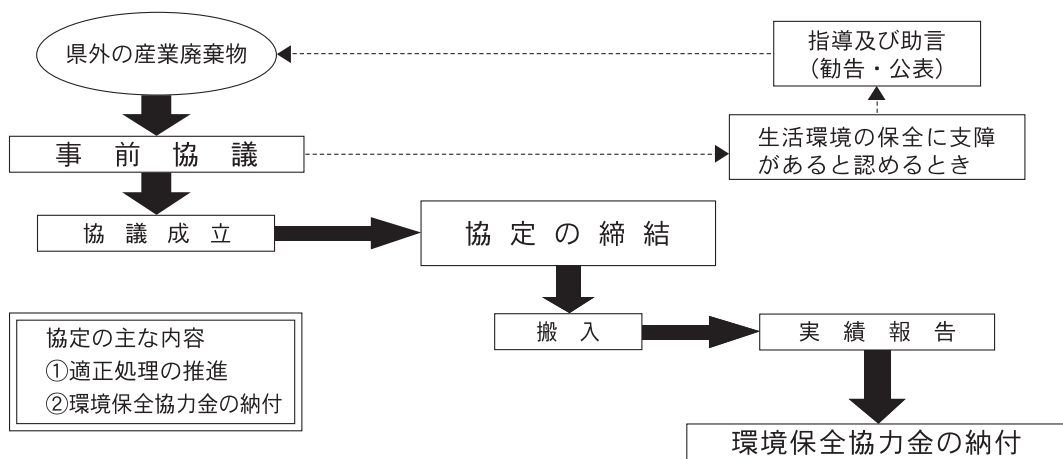


(2) 青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」は、県外産業廃棄物の適正処理の推進と生活環境の保全を図ることを目的に、

- ・事業者に対して、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとするときに、あらかじめ、当該県外産業廃棄物の種類、量、搬入期間等について、その事業場ごとに協議を義務づけること
- ・協議を行った事業者に対して、県外産業廃棄物の適正な処理の推進、環境保全協力金の納付等必要な事項を内容とする協定の締結の申入れをすることができることを主な内容とし、平成16年1月1日から施行し、平成16年4月以後の県外産業廃棄物の搬入から適用しています（図2-7-4）。

図2-7-4 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の流れ



第4節 調査研究の実施及び監視等の体制の整備

1 調査研究等

青森県環境保健センターにおいて、平成19年度は主として次の項目について調査研究を行いました（表2-7-5）。

表2-7-5 平成19年度調査研究項目

調査研究項目	備 考
十和田湖定点における水深8層の硝酸性窒素の挙動	青森県環境保健センター 研究報告
平成19年春季の十和田湖における逆送水の水質調査結果	青森県環境保健センター 研究報告
青森県における酸性沈着による汚染実態（ ） ～平成15～17年度の調査結果より～	青森県環境保健センター 研究報告
光化学オキシダント濃度の急上昇について	第33回北海道・東北支部 環境研研究連絡会議

第5節 公害苦情処理・紛争処理の推進

1 公害紛争処理

公害問題をめぐる紛争処理機関として、県では、青森県公害審査会を設置しており、原則として、紛争当事者からの申請により、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより公害紛争の迅速かつ適切な解決を図ることとしています。

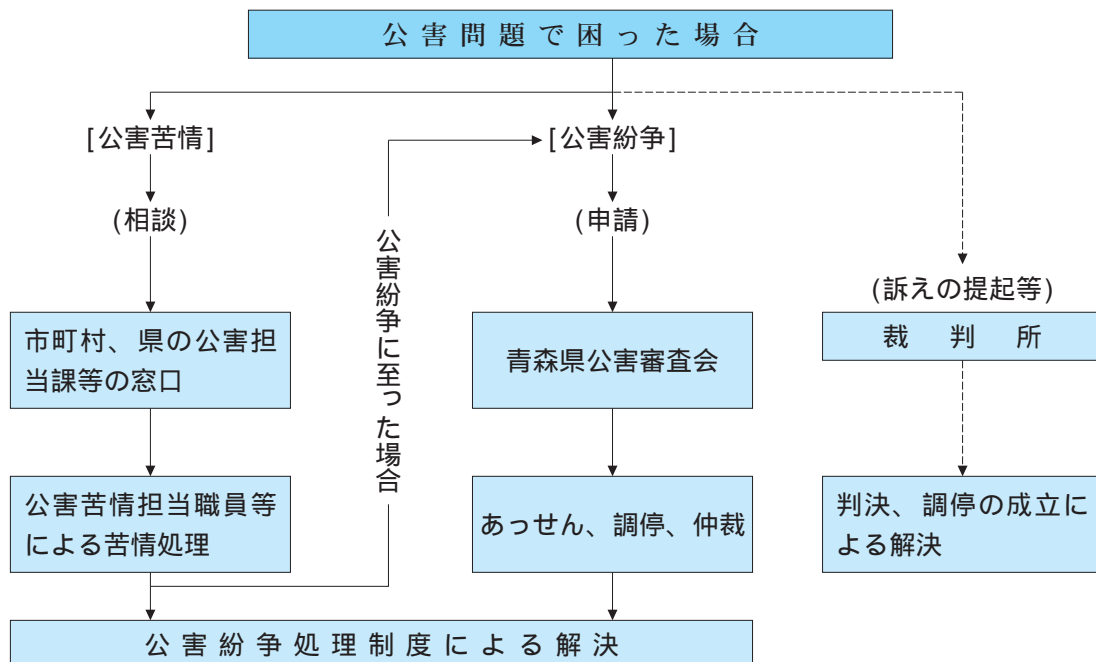
本県の公害審査会に係属した事件としては、昭和47年の青函トンネル工事に伴う排水による被害に対して漁業補償の仲裁を求めた事件、平成2年の青森県農協会館建設工事に伴う地盤沈下による被害に対して損害賠償の調停を求めた事件、平成3年の砂採取現場からの砂粉じん飛来による家屋の損傷等に対して損害賠償の調停を求めた事件及び平成7年のホテル建設工事に伴う地盤沈下による被害に対して損害賠償の調停を求めた事件があります。

2 公害苦情処理

公害に対する苦情については、原則として各市町村で処理を行っていますが、県においても、環境政策課及び各環境管理事務所で処理を行っています。

なお、公害紛争処理制度の仕組みについては、図2-7-5のとおりです。

図2-7-5 公害紛争処理制度の仕組み



3 公害苦情の概況

平成19年度に県及び市町村が新たに受理した公害苦情件数は表2-7-6のとおり1,042件で、前年度の1,108件と比べて66件（6%）減少しています。

表2-7-6 公害苦情件数の推移

年 度	新規受理件数	対 前 年 度		指 数 (元年度 = 100)
		増 減	増 減 率 (%)	
元	666	31	4.9	100
2	719	53	8.0	108.0
3	755	36	5.0	113.4
4	990	235	31.1	148.6
5	882	108	10.9	132.4
6	732	150	17.0	109.9
7	808	76	10.3	121.3
8	882	74	9.2	132.4
9	1,052	170	19.3	158.0
10	883	169	16.1	132.6
11	877	6	0.7	131.7
12	1,077	200	22.8	161.7
13	1,079	2	0.2	162.0
14	1,083	4	0.4	162.6
15	1,095	12	1.1	164.4
16	1,100	5	0.5	165.2
17	1,112	12	1.1	167.0
18	1,108	4	0.4	166.4
19	1,042	66	6.0	156.5

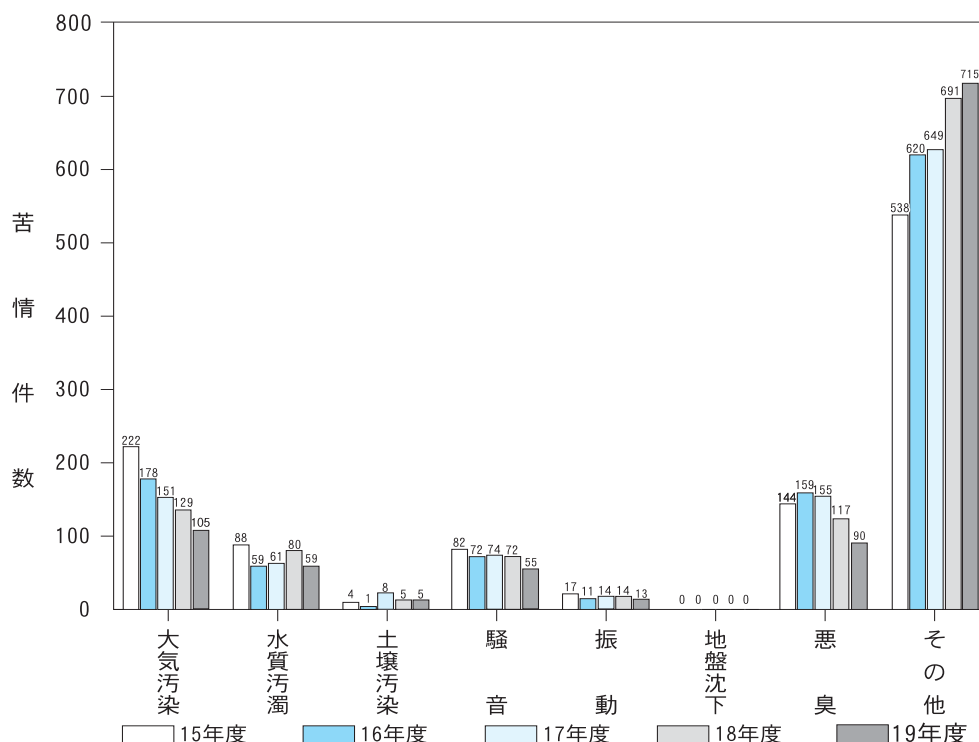
資料：公害等調整委員会事務局「公害苦情調査」

(1) 公害の種類別苦情件数

平成19年度の典型7公害に対する苦情件数を公害の種類別にみると、図2-7-6のとおり、大気汚染が最も多く105件（10.1%）、次いで悪臭90件（8.6%）、水質汚濁59件（5.7%）、騒音55件（5.3%）、の順となっています。

また、典型7公害以外の公害に対する苦情は、廃棄物の不法投棄、害虫等の発生に対する苦情などが該当しますが、これについては715件あり、全体の68.6%を占めています。

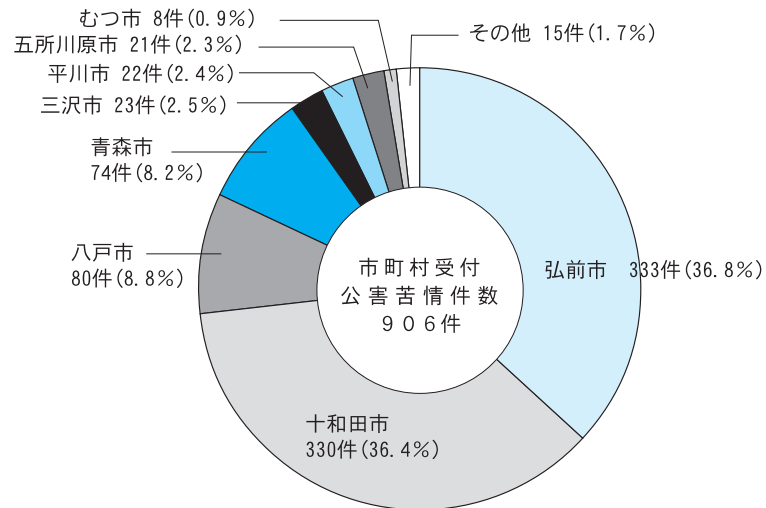
図2-7-6 公害の種類別苦情件数



(2) 地域別公害苦情件数

平成19年度に市町村が受理した公害苦情件数は、図2-7-7に示すように市部が圧倒的に多く、市町村受付分906件のうち、891件(98.3%)を占めています。

図2-7-7 地域別公害苦情件数



注)平成20年4月1日現在の市町村区分による

(3) 公害苦情の処理状況

平成19年度に処理すべき苦情件数は、新規に受理した1,042件、前年度から繰り越された16件を合わせた1,058件から、他の機関へ移送した53件を除いた1,005件でした。

このうち、平成19年度中に直接処理(解決)された苦情件数は955件で、その処理率は95.0%となっています。